

携帯電話等の利用状況に関する学校調査【ポイント】

群馬大学社会情報学部

モバイルインターネット調査グループ

回収状況:229 校（中学校 154 高等学校 73 中等教育学校 1 不明 1）／265 校 回収率:86.4%
【学校での携帯電話使用・保持について】

中学の 71%、高校の 96%に携帯電話に関する規定がある。中学では所持・使用禁止がほとんど、高校では使用を制限など、対応が別れている。

携帯電話に関する校内規定等がありますか。

中学 … ある 71.2% 検討中 6.5% ない 21.6%

高校 … ある 95.9% 検討中 1.4% ない 2.7%

携帯電話についての所持や使用等の指導については、どうなっていますか。

中学 … 校内での所持も使用も禁止 93.5% 使用を認めず 1.3% 使用を制限 0%

高校 … 校内での所持も使用も禁止 19.2% 使用を認めず 32.9% 使用を制限 42.5%

【実際調査の実施状況、指導上の困難】

携帯電話使用の調査は、中学の 69%、高校の 27%が実施。指導上の困難では、中学は家庭に問題を感じている割合が高く、高校では技術的な状況の問題を指摘。

学校独自に携帯電話使用等の実態調査を実施していますか。

中学 … 実施済 68.8% 実施予定 4.5% 実施していない 26.6%

高校 … 実施済 27.4% 実施予定 5.5% 実施していない 65.8%

メールやインターネット上の問題行動等の指導について、どんな困難さを感じていますか。

中学(回答多い順に)

家庭における教育力(無関心)の低下 67.5%

家庭が許可して所有しているのに、その指導の多くが学校に任されていること 64.9%

学校非公式サイトなどのネット巡視活動実施のための環境が整っていないこと 50.6%

高校(回答多い順に)

教員のネット利用に関する技術的な理解が十分でないこと 57.5%

学校非公式サイトなどのネット巡視活動実施のための環境が整っていないこと 57.5%

ネット上での生徒のふるまい方がわかりにくいこと 43.8%

家庭における教育力(無関心)の低下 43.8%

【学校裏サイト・ネットいじめ・ネットトラブル】

裏サイトは中学の30%、高校の44%が把握。ネットいじめは、中学の66%、高校の71%で発生。ネットトラブルは中学の36%、高校の18%で発生。

貴校に関する学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）は存在しているでしょうか。

中学 … 把握している 29.9% 聞いたことあるが確認していない 25.3% 把握していない 42.2%

高校 … 把握している 43.8% 聞いたことあるが確認していない 31.5% 把握していない 21.9%

平成19年度以降、いわゆる「ネットいじめ」が発生しましたか。

中学 … はい 65.6% いいえ 34.4% 高校 … はい 71.2% いいえ 28.8%

平成19年度以降、いわゆる「ネットトラブル」が発生しましたか

中学 … はい 36.4% いいえ 63.6% 高校 … はい 17.8% いいえ 82.2%

【ネットいじめへの対応】

ネットいじめに使われる機能は、中学ではプロフ61%、裏サイト24%、高校ではプロフ50%、ブログ31%。学校の対応は、個別指導の他に、全体集会・学年集会、外部講師に講義など。

ネットいじめに使われる機能はどのようなネット機能で行われていましたか。

中学(回答多い順に) … プロフ 61.4% 裏サイト 23.8% ブログ 19.8%

高校(回答多い順に) … プロフ 50.0% ブログ 30.8% 裏サイト 23.1% メール 23.1%

ネットいじめ問題について、どのような対策をとりましたか。

中学(回答多い順に)

校内の指導者が全体集会や学年集会等で指導を行った 70.3%

外部講師を招き、非行防止教室等の講演会を実施した 69.3%

PTA だより、学年通信、学校便り等で注意を喚起した 50.0%

高校(回答多い順に)

校内の指導者が全体集会や学年集会等で指導を行った 78.8%

外部講師を招き、非行防止教室等の講演会を実施した 44.2%

「総合的な学習の時間」、LHR、学級活動等で指導した 30.8%

【保護者への啓発】

保護者への啓発は、中学の87%、高校の43%が実施。中学と高校では温度差。

保護者への情報モラル等の啓発について、実施していますか。

中学… 実施している 87.0% 実施予定である 6.5% 実施していない 6.5%

高校… 実施している 42.5% 実施予定である 15.1% 実施していない 38.4%

結果に対するコメント

群馬大学社会情報学部モバイルインターネット調査グループ

下田博次 群馬大学特任教授

黒須俊夫 社会情報学部教授

伊藤賢一 社会情報学部准教授

1

携帯電話・ネットの問題は、本県教育現場にとってはもはや避けては通れない、(ごく一部の問題ではない、という意味で)「普通の」問題になっていることが明らかになったと言える。

今回、中学の 66%、高校の 71%で 19 年度以降「ネットいじめ」が発生し、中学の 36%、高校の 18%で「ネットトラブル」が発生したという結果がでている。08 年の夏に埼玉県で行った調査でもほぼ同様の結果が出ており、それだけ現場にはこの問題が浸透してしまっているといえよう。

2

フィルタリングの普及に関しては、子ども達の意識が問題になる。今回の調査では対象としていないが、子どもらのフィルタリング・サービス利用意欲は高くない(08 年・埼玉県調査では、フィルタリング利用は中学の 17%、高校の 7%)。この点の改善が今後の課題であろう。

しかも現在の携帯電話からのフィルタリング利用にも不安がある。現状の有害情報の規定の仕方に問題があるからだ。すなわちフィルタリングの普及にあたってはコンテンツ提供者の立場から青少年向け有害情報の判断基準が作られ、それを基にフィルタリング・サービスが行われる方向が強まっている。本調査では、「ネットいじめ」が行われたネット機能として、プロフをあげた学校が中学・高校共に最多であったが、プロフはフィルタリングの機制外である。

このようなシステムでは、情報の有害性の認識が甘くなる。青少年のインターネット利用にあたっては、ペアレンタル・コントロールの原則により、保護者や教員が子育て教育の立場から有害性判断の基準を作り、ネット事業者はその基準に沿ってフィルタリングのレベルを決めるのが国際的常識である。この点からすれば、現在のフィルタリング・サービスの在り方は問題があり、教育関係者は今後の展開に注意すべきであろう。

3

情報モラル教育については、子ども達だけでなく保護者にも必要であることが指摘されているが、高校では保護者への啓発が中学ほど熱心には行われていないようである。

しかし、モラルを教えるだけでは十分ではない。高校生や保護者には、むしろリスク回避の方法を教える必要があろう。

4

「インターネット」それ自体が、今や、いわゆる「サイバー環境」から「リアルな現実」へと変化して

いるという事実を看過してならない。携帯電話を使うことは、ゲーム機、コンピュータを利用することと全く同じ意味を持っているのであり、インターネットに接続可能な機器を子どもに与えることは、大人のコントロールが不可能になることと同義であるとの認識が必要であろう。

5

その上で、いかなるインターネット環境が子どもの健全な発達のために必要かという根本的な議論を展開しないと、取り返しのつかない事態を招くことになるだろう。

以上

ご不明の点がありましたら、下記のいずれかにお問い合わせください。

情報行動研究室（黒須） 027-220-7460

理論社会学研究室（伊藤） 027-220-7464